

令和2年度
包括外部監査の結果報告書

【概要版】

(テーマ)

債権管理に関する事務の執行について

令和3年3月

山形市包括外部監査人

尾形吉則

概要版

第1章 総論	2
第1 包括外部監査の概要	2
1 監査の種類	2
2 選定した特定の事件(テーマ)	2
3 特定の事件を選定した理由について	2
4 包括外部監査の実施期間	4
5 包括外部監査の対象期間	4
6 包括外部監査の方法	4
7 包括外部監査人及び補助者の氏名・資格	5
8 利害関係	5
第2 包括外部監査の監査結果	6
1 監査の結果について	6
2 監査結果及び意見の要約リスト	6

概要版

この概要版は令和3年3月22日付けで作成された「令和2年度包括外部監査結果報告書」の記載を要約したものです。

第1章 総論

第1 包括外部監査の概要

1 監査の種類

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号。(以下、「法」という。))第252条の37第1項及び第2項に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件(テーマ)

債権管理に関する事務の執行について

3 特定の事件を選定した理由について

山形市を取り巻く環境は、少子高齢化に伴う人口減少、社会保障関連経費の増加等、全国的な状況と同様に非常に厳しい状況にある。

このような状況のなか、山形市の平成30年度「一般会計等貸借対照表(平成31年3月31日現在)」に計上されている「長期延滞債権」は1,181百万円、「長期貸付金」は1,550百万円であり、固定資産に対する「徴収不能引当金」は△97百万円である。また、「未収金」は394百万円であり、流動資産に対する「徴収不能引当金」は△37百万円である。この数値は、公営事業会計を含めた全体財務書類の「全体貸借対照表」においては、さらに大きくなり、「長期延滞債権」は2,353百万円となる。

監査人は、財政健全化に向けては、歳入の確保、行政経費の節減、事務の効率化、総人件費の抑制等が重要であることは当然であるが、さらに長期未収金の未然防止・早期回収が、山形市民の公平な負担、財源確保の観点から重要と考える。

取り巻く環境が厳しく財政基盤の確立にとって重要な時期であればこそ、山形市における改革の方向性と機軸を合わせつつ、包括外部監査人として、債権管理事務全般について総括的に検討し意見を述べることは意義の大きいことと考え、今回の包括外部監査のテーマに選定した。

監査においては、令和元年度決算において、収入未済が発生したすべての事業を対象に債権の概要を把握した上で、収入未済の大部分を占める一般会計及び公営企業会計を除く特別会計の債権に対して、概要ヒアリングを実施した。特に、金額的重要性のある債権、もしくはその性質から監査が必要と判断された債権については、現地調査を実施し、債権管理の状況や財務事務について、合規性に加え、有用性の観点から検討を行った。監査対象債権は下表のとおりである。

概要版

会計名	部局名	課名	対象債権 (事業名)	令和元年度収入未済		現地調査
				件数	金額(円)	
一般会計	財政部	収納管理課	個人市民税	20,619	425,945,347	○
一般会計	財政部	収納管理課	法人市民税	528	29,534,575	○
一般会計	財政部	収納管理課	固定資産税	20,601	595,931,719	○
一般会計	財政部	収納管理課	軽自動車税	3,404	24,233,257	○
一般会計	財政部	収納管理課	入湯税	102	2,103,850	○
一般会計	財政部	収納管理課	都市計画税	20,159	118,175,841	○
一般会計	福祉推進部	生活福祉課	生活保護費返還金	354	99,291,219	○
一般会計	福祉推進部	長寿支援課	養護老人ホーム入所者負担金	28	1,424,990	—
一般会計	福祉推進部	障がい福祉課	臨時的雑入(不正請求に係る返還金)	3	28,822,872	○
一般会計	こども未来部	保育育成課	民間立保育所保育料負担金	1,381	21,919,760	○
一般会計	こども未来部	保育育成課	市立保育所保育料	411	4,328,810	○
一般会計	こども未来部	家庭支援課	児童手当返納金	19	1,235,000	—
一般会計	こども未来部	家庭支援課	児童扶養手当返納金	11	3,173,990	—
一般会計	まちづくり政策部	管理住宅課	市営住宅使用料	—	182,645,568	○
一般会計	まちづくり政策部	管理住宅課	市営住宅畳補修負担金	181	1,319,390	○
一般会計	まちづくり政策部	管理住宅課	市営住宅契約解除後の損害金	54	23,464,174	○
一般会計	教育委員会	学校給食センター	学校給食費負担金	93	5,934,335	○
国民健康保険事業会計	市民生活部	国民健康保険課	国民健康保険税一般	61,299	1,451,803,524	○

概要版

会計名	部局名	課名	対象債権 (事業名)	令和元年度収入未済		現地調査
				件数	金額(円)	
国民健康保険 事業会計	市民生活 部	国民健康保 険課	国民健康保険税 退職	663	15,712,355	○
国民健康保険 事業会計	市民生活 部	国民健康保 険課	返納金	219	3,857,513	○
後期高齢者医 療事業会計	市民生活 部	国民健康保 険課	後期高齢者医療 保険料	2,409	28,844,640	○
介護保険事業 会計	福祉推進 部	介護保険課	介護保険料	9,206	73,739,760	○
公設地方卸売 市場事業会計	農林部	地方卸売市 場管理事務 所	施設使用料	4	1,376,350	—
農業集落排水 事業会計	農林部	農村整備課	農業集落排水処 理施設使用料	36	2,990,857	—

4 包括外部監査の実施期間

令和2年4月から令和3年3月までの期間、監査を実施した。

5 包括外部監査の対象期間

原則として令和元年度の執行分又は令和元年度末の状況とする。但し、必要と認められた場合、監査対象部局等との協議のうえ、他の年度も監査対象とする。

6 包括外部監査の方法

(1) 監査の要点

- ① 債権管理に関する法令、規則等が適正に定められているか
- ② 債権管理事務が法令、規則等に準拠しているか
- ③ 債権管理事務の経済性に問題はないか、効率的になされているか
- ④ 債権管理に関するシステムの運用に問題はないか

(2) 監査手続

- ① 監査対象部局の把握
- ② 監査対象債権の選定
- ③ 関連資料等の閲覧及び所管課へのヒアリングの実施

- ④ 関連する所管課等での現地調査の実施
- ⑤ 検出された問題点に関する改善策の検討
- ⑥ その他必要とした手続き

7 包括外部監査人及び補助者の氏名・資格

(1) 包括外部監査人

公認会計士 尾 形 吉 則

(2) 補助者

公認会計士 松 田 卓 也

公認会計士 阿 部 哲

公認会計士 小 関 悠 司

8 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、包括外部監査人及び補助者は、法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

概要版

第2 包括外部監査の監査結果

1 監査の結果について

監査の結果及び意見について、監査人は次の区分で述べている。

区分	内容
指摘事項	現在の法令等に照らして違反及び不当と監査人が判断した事項 ・本文中、【指摘事項】と表記する。
意見	「指摘事項」には該当しないが、監査人が、改善を要すると判断した事項及び検討を要すると判断した事項 ・本文中、【意見】と表記する。

これらの記載区分は、監査人が判断した事項であり、かつ、現状の多様性から必ずしも厳密で統一的な区分を行えない場合があることをご承知おきいただきたい。

なお、監査の結果及び意見については、特段断りがない場合は、令和3年1月末現在での判断に基づき記載している。

2 監査結果及び意見の要約リスト

No.	監査結果及び意見要約	区分	参照ページ
-----	------------	----	-------

(1) 市の債権管理について(第2章)

第2章 第1 債権の概要について			
1	(債権放棄と不納欠損処理) 私債権である住宅使用料や給食費負担金について、最終の入金から相当期間経過したものや、債務者の置かれた状況に照らし回収が著しく困難となった債権は、管理及び回収に関するコストが回収の期待を上回ると判断される場合があるため、債権放棄に関する規程化を行い、債権放棄の事実をもって、不納欠損処理を行うことを検討されたい。	意見	17
第2章 第2 市の債権管理について			
2	(収入未済額の発生状況) 市では、国民健康保険税を除く各市税項目について、コンビニエンスストア納付を行う等、回収率向上に努めているが、クレジットカード納付は未導入の状況である。 回収率が1%でも改善すれば増収につながるため、回収率が上昇する施策は積極的に検討されたい。	意見	24
3	(市の滞納整理に関する規程等について)	意見	26

概要版

No.	監査結果及び意見要約	区分	参照 ページ
	<p>市の滞納整理に関して規定している山形市滞納整理マニュアル及び収納事務処理要綱について、当初作成時から改定が行われておらず、当該規程の存在を把握していない部署も確認された。</p> <p>現行の事務手続きを反映するように規定を改定した上で、全庁的に債権管理部署へ周知するように検討されたい。</p>		
4	<p>(督促手数料の徴収について)</p> <p>市では、山形市督促手数料条例に基づき公債権に関しては督促手数料を徴収しなければならないが、養護老人ホーム入所者負担金、生活保護費返還金、児童手当返納金及び児童扶養手当返納金について、督促手数料を徴収していないため、条例に基づき、督促手数料を徴収する必要がある。</p>	指摘事項	28
第2章 第3 債権管理体制の一元化について			
5	<p>(債権管理体制の一元化について)</p> <p>同一の滞納者に係る複数の債権に関して滞納している場合に部署横断的に情報共有が行われていない。</p> <p>同一の滞納者が複数の滞納債権を一体で管理できるように、納税課もしくは収納管理課が一元的に滞納債権を管理する、もしくは滞納者情報を庁内で共有できるような体制を整え、さらなる滞納整理の効率性、有効性を向上させる方法を検討されたい。</p>	意見	34
第2章 第4 貸付制度に係る債権管理について			
6	<p>(貸付制度に係る債権管理について)</p> <p>市では、ふるさと融資制度を活用し、民間企業2団体に対して融資を行っているが、決算書を徴求し、財務状況を確認する等の管理は実施していない。</p> <p>貸付債権は民間金融機関の連帯保証がついているが、貸付財源及び貸付に関する費用には税金が使われている以上、年1回程度決算書を確認し、定期的な財務状況をモニタリングすることを検討されたい。</p>	意見	37

(2) 各論(第3章)

第3章 第1 個人市民税

概要版

No.	監査結果及び意見要約	区分	参照 ページ
7	<p>(滞納整理事務の担当者裁量について)</p> <p>滞納整理事務について、担当者の裁量の幅が大きく、明確な判断基準がない中で滞納整理事務を行わなければならないため、担当者間で事務手続きにばらつきが出ている。担当者間の目線を合わせるため、要綱をさらに詳細化することやケーススタディ形式で課内研修を開催すること、定期的な情報共有の場を設けること等、滞納整理事務の均一化に向けた見直しを検討されたい。</p>	意見	60
8	<p>(市税滞納者への補助金交付について)</p> <p>市税滞納者は交付の対象外となる補助金について、申請者から提出された納税証明書には国民健康保険税の記載がなく、国民健康保険税の滞納者に補助金が交付されている事例が確認された。</p> <p>納税証明書の提出だけでは、全ての市税の滞納の有無は確認できないことから、申請時に同意書を得た上で、市税の滞納の有無の照会を行う等の対応を行うべきである。</p>	指摘事項	60
第3章 第5 入湯税			
9	<p>(特別徴収義務者についての調査)</p> <p>入湯税は、特別徴収義務者からの納入申告書をもとに賦課決定を行っているが、特別徴収義務者の確認については特段の調査等を行っていない。</p> <p>鉱泉浴場の経営者は温泉を公共の浴用又は飲用に利用する場合、山形市保健所に温泉利用許可を得る必要があるため、当該許可に関する情報に基づき、特別徴収義務者の調査等を行うべきである。</p>	指摘事項	81
10	<p>(申告内容の正確性についての調査)</p> <p>特別徴収義務者である鉱泉浴場の経営者からの入湯税の申告について、その内容に誤りがないかについて特段の調査は行っていない。</p> <p>入湯税の申告書に誤りがあった場合、本来山形市に収入されるべき入湯税が収入されないこととなるため、入湯税の申告書について誤りがないか調査等を行うことを検討されたい。</p>	意見	81
第3章 第8 返納金(療養給付費等の返還請求)			

概要版

No.	監査結果及び意見要約	区分	参照 ページ
11	<p>(回収率を上げるための取組)</p> <p>返納義務者が納付書を用いて納付を行う場合、現状では金融機関窓口及び市役所窓口でのみ納付が可能である。</p> <p>コンビニエンスストア納付を導入し、納付の利便性を向上させることを検討されたい。</p>	意見	100
第3章 第9 後期高齢者医療保険料			
12	<p>(回収率を上げるための取組)</p> <p>現状の納付方法は、口座振替、金融機関納付、市役所窓口納付に限られている。</p> <p>コンビニエンスストア納付を導入し、納付の利便性を向上させることを検討されたい。</p>	意見	108
第3章 第10 生活保護費返還金			
13	<p>(督促状の発送)</p> <p>督促状の発送は、「特別の事情がない場合は、納期限経過後 20 日以内に行うものとする」ことになっているが、令和元年度内に発生した督促対象の債権について、年度末付近で一括して督促状を発送していた。滞納債権の回収は適時に督促を行うことが有用と考えられることから、規程通りの運用に改めるべきである。</p>	指摘事項	115
14	<p>(催告書の発送)</p> <p>催告書の発送は、「督促後初めて催告を行う場合督促状に記載されている納期限後、引き続き一ヶ月以上滞納をしている世帯に催告書の送付を行い台帳に記録する。」と規定されている。督促状の発送が規程通り運用されていないため、結果として催告書も規程通りの運用が行われていなかった。</p>	指摘事項	116
15	<p>(相続人への請求)</p> <p>債務者が死亡した場合は、相続人へ請求し債権の保全に努めることになっているが、令和元年度において不正受給した生活保護費について相続人へ請求している事例は、他に請求すべき事例があるものの、ケースワーカーの人員不足により1件のみであった。人員不足は理解できるが、請求が遅れるほど回収が長期化する可能性があり、早期に体</p>	指摘事項	117

概要版

No.	監査結果及び意見要約	区分	参照 ページ
	制を整え、適時の請求業務をおこなうことが必要である。		
16	<p>(回収率を上げるための取組の評価)</p> <p>一括での納付が困難な場合は分割による納付を指導したりと回収率を上げる取組は進んでいるが、依然として回収率は低く、過年度の債権になると回収率は1桁台にとどまる。金額が大きく悪質なケースについては、特に回収率を高める必要があると考えられる。</p>	意見	118
第3章 第12 民間立保育所保育料負担金			
17	<p>(減免規定の周知)</p> <p>「利用者負担額減免事務取扱要領」により、一定の事由が生じた場合に利用者負担額を減免する措置を設けているが、市のホームページ上に掲載があるのみで広く利用者に周知されているとは言い難い。減免事由に該当し、減免することが適切と判断される利用者に関しては滞留債権を発生させないようにするために、利用者に減免制度の存在を広く周知させることを検討されたい。</p>	意見	132
18	<p>(収入未済の内訳について)</p> <p>民間立保育所保育料負担金の令和元年度末の会計上の残高と管理台帳(滞納者リスト)上の残高及び、市立保育所保育料の令和元年度末の会計上の残高と管理台帳上の残高がそれぞれ 37,310 円相違している。令和3年度から新しい債権管理システムに移行予定のため、それまでに会計上と管理台帳上の残高の一致を図るための方針を定める必要がある。</p>	指摘事項	133
19	<p>(情報セキュリティポリシーへの準拠状況)</p> <p>「山形市ID・パスワード等の管理に関する実施手順」において、パスワードに関しては、文字数や使用する文字の種類で一定の規程が定められているが、保育業務システムではパスワード設定に制約があり、規程通り運用できていない。また、システムの仕様上、IDは1つしか設定できないため、全担当者間で1つのIDとパスワードの組み合わせが共有されている状況である。令和3年度からの新システム導入の際に、規程に準拠した体制に変更することを検討されたい。</p>	意見	134

概要版

No.	監査結果及び意見要約	区分	参照 ページ
20	<p>(回収率を上げるための取組の評価)</p> <p>口座振替の勧奨、各施設から滞納者への声掛け等を実施しているが、より一層回収率を高めるため、卒園者に対しては、外部業者へ委託することも選択肢として検討されたい。</p>	意見	134
第3章 第14 市営住宅使用料			
21	<p>(財務会計残高と管理台帳の一致)</p> <p>出納整理期間の入金により、日々残高が変動するため、最終の決算数値である「令和元年度歳入歳出事項別明細書」の収入未済額と一致する管理台帳はないことを確認した。</p> <p>財務会計システムの収入未済額残高の個別の内訳が保管されていないことになり、決算書残高の内訳を保管できるように検討されたい。</p>	意見	146
22	<p>(回収率を上げるための取組の評価)</p> <p>管理住宅課では、通常の回収行為に加え、平成29年10月より、既に退去した滞納者の債権を民間債権回収会社へ委託している。</p> <p>委託の基準としては、「退去滞納者のうち、毎月又は不定期納付がある者、法的措置を行った者を除く。契約業者より受託不可能な債権として設定されている者も除いている。」として、運用している。</p> <p>しかし、運用の基準は内規や手順書として定めていない。人員配置の変更時等に異なる運用がなされないよう内規又は手順書として定めるように検討されたい。</p>	意見	147
23	<p>(回収率を上げるための取組の評価)</p> <p>現状の使用料納付方法は、口座振替、金融機関納付、市役所窓口納付に限られている。山形市税同様、コンビニエンスストア納付を導入し、納付の利便性を向上させることも検討されたい。</p>	意見	147
第3章 第15 市営住宅畳補修負担金			
24	<p>(回収率を上げるための取組の評価)</p> <p>回収事務は、市営住宅使用料の収入未済回収事務に準じて行われているが、民間債権回収会社への回収委託は</p>	意見	150

概要版

No.	監査結果及び意見要約	区分	参照 ページ
	行っていない。住宅使用料収入未済額の回収委託を行っている先との重複案件が4件あり、同一債権者への請求であれば、豊補修負担金分も含めて回収委託を行い、回収可能性を少しでも上昇させることを検討されたい。		
第3章 第16 市営住宅契約解除後の損害金			
25	<p>(損害金の請求)</p> <p>損害金の確定及び通知について、明渡しが令和2年1月31日付けで行われているにもかかわらず、損害金確定及び通知が令和2年4月16日となっている案件があった。「年度ごとに調定、納付書を作成し対象者へ送付する。」としているが、第1回目の通知は、明渡し後速やかに行うように検討されたい。</p>	意見	154
第3章 第17 学校給食費負担金			
26	<p>(催告書・再催告書の発送)</p> <p>マニュアルでは7月に催告を実施することになっているが、令和2年度でサンプルを1件確認した結果、8月12日(納入期限8月31日)に催告書を発送していた。また、再催告は8月に実施することになっているが、9月24日(納入期限10月15日)に再催告書を発送していた。実際の催告及び再催告の実施時期がマニュアルと異なる運用がなされているため、マニュアルを実態に合わせる等の改訂を行う必要がある。</p>	指摘事項	161
27	<p>(法的措置判定会の未開催について)</p> <p>再催告が行われてもなお未納が継続した場合、法的措置判定会を開催して法的措置での対応の要否を判断することになっているが、実際に法的措置をとることはないとの判断から、法的措置判定会の開催自体が省略されている。マニュアルに沿った運用を行う必要があるため、法的措置を取らないとしても、法的措置判定会を開催して結論を出す必要がある。</p>	指摘事項	161
28	<p>(長期滞留債権の管理について)</p> <p>学校給食費負担金は私債権であり不納欠損処理ができないため収入未済額が年々増えている状況である。集めた現金の管理や未納の保護者への督促が教職員の負担とな</p>	意見	162

概要版

No.	監査結果及び意見要約	区分	参照 ページ
	<p>っていることから、国は同業務を市区町村に移管するよう要請している。これにより、現年度の学校給食費負担金も将来的には学校給食センターでの管理になると想定されるため、事務負担軽減の観点から、回収不能の状況がある程度長期化したものは他部門で管理する、又は条例で不納欠損処理を可能とすることを検討されたい。</p>		